

2025
3
No.170

喜多方普及だより

～地域の魅力発見、特色のあるそばの産地づくりを目指して～



1月21日表彰式にて（左から、斎藤会長、内堀知事、福島民友・野崎社長、安藤さん）

令和7年1月21日に「豊かなむらづくり顕彰事業」むらづくり部門で、「萱本そば会」が表彰されました。西会津町萱本（かやもと）は、磐越道西会津ICから北東へ2kmに位置するお米とそばの栽培が盛んで、明治期の偉人「渡部鼎」ゆかりの集落です。「萱本そば会」は、そばの管理作業を受託したり、廃桑園を抜根して、遊休農地の解消を図るとともに、西会津ふるさとまつりをはじめ、福島県観光物産館（ミデッテ、コラッセ）、新潟メディアシップビル等への手打ち蕎麦の出店等を萱本農事実行組合や萱本ふるさとおこし実行委員会等の集落組織と協力して行っており、その活動は世界有数のそば生産・消費国の東欧リトアニアとの食文化交流にも広がっています。これまで、駐日大使らによる萱本花見山での記念植樹、著名な日本舞踊家による野沢甚句（民謡の一種）に合わせた創作踊りや集落の盆踊への参加、ハーブ協会の先生によるイノシシの忌避対策（ミント類）の検討等のユニークな活動を行い、集落の活性化を図っています。

斎藤会長は、表彰への感謝とともに、「めっきり若者が少なくなり、集落の将来がとても心配です。そばが縁で集まったみんなから集落を応援したいとの声があります。みんなで協力して集落を守る仕組みづくりをしていきたい。」と、今後の意気込みを話されていました。

また、都内在住で西会津応援大使、日本リトアニア友好協会理事の安藤さんは「町、リトアニアとは芸術を通して20年以上のお付き合いになります。西会津が大好きでそば会も手伝っています。萱本そばを楽しみにしているファンが沢山います。もっと西会津の魅力をPRしていきたい」と、気持ちを新たにしていました。



駐日リトアニア大使夫妻と集落のみなさん

【祝】第65回福島県農業賞受賞

農業経営改善部門 やまぐち 山口 きよし 潔さん



9月2日 表彰式にて

令和6年9月2日に「第65回福島県農業賞」の表彰式が行われ、喜多方市熱塩加納町の山口潔さんが農業経営改善部門で受賞されました。山口さんは指導農業者として、平成25年から令和5年までの11年間、有機農業の経験や経営実績に基づく高い技術力を基に、地域の若手農業者の育成、新規就農者の支援などに携わりました。水稻では、就農当初から化学農薬や化学肥料に頼らない環境に優しい農業に取り組み、経営を発展させて平成16年に有機JAS認証を受け、有機栽培を2haにまで拡大し、環境負荷低減事業活動計画認定（みどり認定）を受けました。そして、「ゆうきの会」の会長として有機農業に取り組む生産者組織の代表も務められ、喜多方市の有機農業の発展の土台を作られてきました。

平成19年からは、加納小学校の「農業科」支援員として、水稻栽培、田んぼの役割、水田の生物多様性など、食と農を通じて未来を担う子供達の育成に尽力されてきました。

さらに、平成21年には、化学肥料や化学農薬を減らした食材を学校給食へ供給する活動に取り組む「まごころ野菜の会」会長となり、「熱塩加納モデル」として市内の他学区の取り組みにも発展するとともに、安心安全でおいしい農産物の地域内流通に貢献しています。喜多方市では令和6年5月にオーガニックビレッジ宣言をしていますが、これらの取り組みがその支えとなっています。

今後は、有機栽培米の品質向上や現在の経営の更なる発展を目指すとともに、オーガニックビレッジを通じた地域における有機農業の更なる発展を目指し、仲間づくりや新たな担い手づくりに取り組み、地域の持続可能な農業を確立したいと考えておられます。



内堀知事と記念撮影（左：山口潔さん）

トピックス

第3回新規就農者等研修会を開催しました！

令和6年12月3日に、「農作物の病虫害防除のポイント」をテーマに、第3回新規就農者等研修会が開催されました。農作物の品質だけでなく生産者の生産意欲を低下させる病虫害は農作物を生産する上で、大きな問題となっています。研修会では、喜多方農業普及所の職員が講師となり、I P M (総合的病虫害・雑草管理) や野菜、果樹、花きの病虫害防除について講義しました。研修会に参加した新規就農者や研修生は熱心に聴講し、病虫害防除に関する理解を深めました。

また、研修会の後半では、グループワークを行い、「今年の栽培の評価と来年の計画」について情報交換を行いました。参加者からは、「悩みや今後の方向性について相談できた」「同じ目線で就農した方とお話できて参考になった」など好評でした。



出席者でグループワーク

福島県農業普及指導活動成果発表会で発表しました！

令和7年1月29日に、県内各農林事務所が日々展開している多様な普及活動を発表する、農業普及指導活動成果発表会が行われました。

当普及所からは経営支援課の上野技師が「若き農業者達の挑戦を支える普及指導活動～喜多方の未来に継(つ)ぐ新規就農支援～」と題して、新規就農者支援について発表しました。基幹的農業従事者数が減少しており、新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている中で、研修機関の整備や新規就農者への栽培技術等のフォローアップ支援などを各関係機関と連携して取り組み、成果として今後の農業を担う新規就農者を育成できた事例を紹介しました。

引き続き、新規就農者の確保・育成を図り、さらなる産地発展、持続可能な産地づくりに向けた普及活動を展開して参ります。



上野技師が成果を発表

5つの経営体がF G A P 認証を取得されました！

株式会社ファーム塩川屋(担当 武藤憲さん)、平田大記さん、安部一夫さん、横山敏光さん、木幡天水会(佐藤和則さん)の5経営体が新たにF G A P 認証を取得しました。F G A P 認証は本県独自の基準に基づき、G A P (農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みのこと)を実践する生産者、団体を県が認証する制度です。

今後もF G A P 認証取得に向けて取り組んでいる経営体が増えていることから、喜多方農業普及所管内でのG A P の取り組みが広がっています。

株式会社ファーム塩川屋
(担当 武藤憲さん)

平田大記さん



安部一夫さん



横山敏光さん

木幡天水会
(佐藤和則さん)

新しい指導農業士を紹介します

指導農業士は現に優れた農業経営を行い、その農業経営を通じて農村青少年の育成に指導的役割を果たしていただくため、福島県が認定する制度です。

令和6年度は、山田宗輝さんが新規認定されました。山田宗輝さんは、青年農業士を平成23年度から13年間務められました。取組品目は水稻で、農業法人「有限会社やまだズ」を経営されています。



山田宗輝さん
(喜多方市塩川町)

謝辞

指導農業士の三橋和久さん(平成25年度認定)は、任期満了により今年度で退任されます。これまでのご活躍に感謝申し上げますとともに、今後も地域農業の発展にご支援をお願いいたします。

お知らせ

令和7年度から環境保全型農業直接支払交付金の制度内容が変わります！

令和7年度から、環境保全型農業直接支払交付金の制度見直しにより内容の一部が変更されます。

主な変更点としては、管内で取組者が最も多い緑肥（カバークロップ等）の交付単価が6,000円/10aから5,000円/10aに変更となります。また、水稻で堆肥・緑肥のメニューに取り組む方についてはメタン削減対策（長期中干し・秋耕等）をセットで実施する要件が追加になりました。

詳細は、市町村もしくは喜多方農業普及所までご連絡ください。

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稻)又は1t(水稻以外)/10a以上)する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合)に限り、2,000円を加算。

注2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

「みどり認定」が令和9年度から「環境保全型農業直接支払交付金」の要件になります！

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む皆様の「みどり認定」取得のため、相談を随時受け付けています。

詳細は、喜多方農業普及所までご連絡ください。



県HPはこちら

【福島県の農業者の皆様】

ひとりでも、グループでも、

環境にやさしい農業に取り組んで

農業・畜産版

みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました！



「みどり認定」とは、国が新たに制定した「みどりの食料システム法」に基づき、農林漁業者が環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を知事が認定するものです。

取り組み内容は、土づくり、化学肥料、化学農薬の使用低減、水稻中干し期間延長、水稻秋耕実施…などから選択できます。

認定されると対象補助事業採択審査のポイント加算など、メリットがあります。

～ 内容に関するお問い合わせ、農業に関する相談はこちらへ～

会津農林事務所 喜多方農業普及所

住所 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

電話 0241-24-5743、5745 FAX 24-5746 E-mail kitakata.af04@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

喜多方農業普及所

検索

